

スマート農業技術高度化産地支援事業補助金交付要綱

令和3年9月15日生振第677号制定

(趣旨)

第1条 知事は、スマート農業技術高度化産地支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき事業実施主体に対し補助金を交付する。

(事業実施主体、補助金の対象、経費及び補助率)

第2条 事業実施主体、補助対象、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、

当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

四 本要綱による補助金以外の県の補助金を受けている又は受けようとする事業

(暴力団密接関係者)

第3条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号または第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める期日までに、スマート農業技術高度化産地支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）2部を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

三 その他知事が必要と認める事項。

(承認の手続)

第6条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、スマート農業技術高度化産地支援事業変更承認（中止・廃止）申請書（別記様式第2号）2部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、11月末日現在の状況について、スマート農業技術高度化産地支援事業補助金遂行状況報告書（別記様式第3号）2部を、12月15日までに提出しなければならない。なお、11月末日までに、次条に規定する実績報告書が提出された場合はこの限りでない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して一ヵ月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までにスマート農業技術高度化産地支援事業補助金実績報告書（別記様式第4号）2部を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年度6月15日

までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、スマート農業技術高度化産地支援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第10条 規則第16条第2項の規定により、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、スマート農業技術高度化産地支援事業概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(書類の整備)

第11条 事業実施主体は、支出証拠書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附則

1 この要綱は、令和3年9月15日から適用する。

別表（第2条・第5条）

事業実施主体	
<p>施設園芸におけるスマート農業機器等を導入した農業者が組織する団体等で、以下に掲げる者</p> <p>(1) 農業協同組合</p> <p>(2) 農業協同組合の生産出荷部会</p> <p>(3) 農業法人（農事組合法人等）</p> <p>(4) 農業者が組織する団体（3戸以上）</p>	
補助対象経費	内訳
<p>(1) コンサルタントの活用</p> <p>(2) 研修会の開催</p>	<p>(1) 謝金 コンサルタント謝金、研修会講師謝金</p> <p>(2) 事業費 会場借り上げ料、資料作成費、印刷製本費、コンサルティングの運営及び配信等に係る機材運搬費、消耗品費</p> <p>(3) 委託費 本事業の交付目的たる事業を他の者に委託するために必要な経費（第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限る。）</p>
補助率及び補助金額の上限	
<p>対象経費の1／2以内</p> <p>1事業実施主体あたり50万円</p>	
重要な変更	
<p>ア 事業の中止又は廃止</p> <p>イ 事業実施主体の変更</p> <p>ウ 事業費の30%を超える増又は減</p>	

(別記様式第1号)

スマート農業技術高度化産地支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金〇〇〇円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的、内容及び計画

別紙様式のとおり

(注) 1 別紙様式は、実施要領別記様式第2号(事業実施計画)を添付すること。計画承認の事業内容から変更(重要な変更を除く)があるときは、本文中の「〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画において、下記のとおり事業を実施したいので」を「〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画において、下記のとおり一部を変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

(別記様式第2号)

スマート農業技術高度化産地支援事業変更承認(中止・廃止)申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業内容

別紙様式のとおり

(注) 1 別紙様式は、実施要領別記様式第2号(事業実施計画)を添付すること。

2 (注) 1について、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

4 補助金の額が増額する場合は、本文中の「千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づ

き申請します。」を「千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

(別記様式第3号)

スマート農業技術高度化産地支援事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円	%	

(注) 1 「区分」の欄には、〇〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の経費の配分及び負担区分に掲載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(別記様式第4号)

スマート農業技術高度化産地支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

- (注) 1 本報告を行う場合は、実施要領別記様式第2号(事業実績)を添付すること。
- 2 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し、経費の支払いを確認するための資料(例:契約書、請求書、領収書等の写し)、その他事業実施を確認するための資料(例:写真、会議議事録等の写し、作成したマニュアル等)を添付すること。

(別記様式第5号)

〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇指令第〇〇号をもって交付決定通知のあったスマート農業技術高度化産地支援事業補助金について、交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
(年 月 日付け 指令第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(別記様式第6号)

〇〇年度スマート農業技術高度化産地支援事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇達第〇〇号で額の確定のあった〇〇年度スマート農業技術高度化産地支援事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

区分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)=(A)-(B)	備考
	円	円	円	
計				

(注) 1 「区分」の欄には、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の経費の配分及び負担区分に掲載された事項について記載すること。

(別記様式第7号)

スマート農業技術高度化産地支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

○○年○月○日付け○○指令第○○号をもって交付決定のあった○○年度スマート農業技術高度化産地支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

区分	補助事業に要する経費	交付決定額 (A)	今回請求額 (B)	残高 (C)=(A)-(B)	備考
	円	円	円	円	
計					

(注) 1 「区分」の欄には、○○年○月○日付け○○第○○号で計画承認通知があった事業計画の経費の配分及び負担区分に掲載された事項について記載すること。